平成３０年（フ）第２３０号
千葉市若葉区若松町444―92、開始決定時の住所千葉市若葉区東寺山町755番地　県住１棟10103号
破産者　泉　　公夫
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７４号
静岡県御殿場市板妻240番地の５
破産者　有限会社ケイ・エス・ピー
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２４２５号
札幌市清田区美しが丘３条６丁目１番４―802号
破産者　株式会社Ｋ＆Ｓ
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４６号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ３丁目５番地２　上三川寮、前住所栃木県河内郡上三川町大字上蒲生2228番地　日産ペレンネ若松403―２
破産者　ビューゾーンこと　谷部　勝彦
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第８５号
栃木県那須塩原市東町13番５号
破産者　林　　明彦
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５号
群馬県桐生市菱町１丁目498番地９
破産者　藤本土木有限会社
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２０３号
埼玉県吉川市木売３丁目４－８
破産者　株式会社シー・アイ・エス
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１０１号
千葉県市川市市川南３丁目12番Ｂ―1004号（パークシティ市川）
破産者　宮崎　瑞江
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０７号
千葉県富津市竹岡982番地１
破産者　中後　惠子
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第４８６１号
大阪府東大阪市長栄寺２番12号
破産者　株式会社ファイブ・ミッションズ（旧商号株式会社シミズメガネ）
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０４号
横浜市南区大橋町２丁目40番地
破産者　有限会社ヴィンテージ
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３７号
岐阜県大垣市笠縫町492番地の１
破産者　嶋屋製菓株式会社
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
東京都大田区大森北３丁目13番５号　第一下川ビル510号
破産者　メモリー電子株式会社
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２１号
大阪府大阪市西淀川区野里２丁目２番４号
破産者　ヤマト物産有限会社
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１１号
島根県浜田市長沢町711番地９（102）
破産者　古川由美子
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第２４号
高知県室戸市佐喜浜町5935番地１
破産者　有限会社池内牧場
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第６６６４号
東京都豊島区南長崎１丁目９番14号　光和壱番館
破産者　株式会社トリム
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１０３号
東京都新宿区西早稲田３―20―３
破産者　株式会社アルゴノーツ
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１０４号
東京都新宿区西新宿１丁目25番１号
破産者　株式会社クラウディア
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１０５号
東京都練馬区東大泉６丁目19―21―501
破産者　皆川　純一
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部